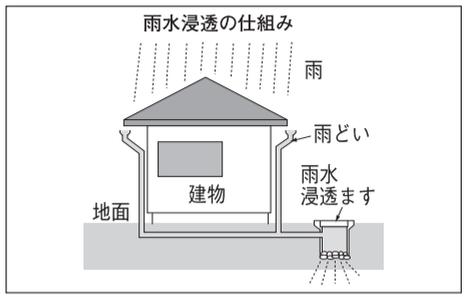


湧水や河川を守るために 宅地内の雨水浸透ますの 設置にご協力ください

【補助金額】設置状況により、経費の全部または一部を補助する。設置を希望する方は、市指定下水道工事店（市ホームページ参照）または環境政策課へご相談ください。詳しくは同課 ☎470・7753へ。

雨水浸透ますの設置 既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度が利用できます。【対象者】敷地が1000平方メートル未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方



第3回市議会定例会を開催中

22年第3回定例会が9月2日（木）～22日（水）の21日間の日程で開催中です。今回の議案に上程された市長提出議案は次の通りです。

- 専決処分（東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例）の承認について
- 専決処分（平成22年度東久留米市一般会計補正予算（第1号））の承認について
- 平成22年度東久留米市一般会計補正予算（第1号）
- 平成22年度東久留米市一般会計補正予算（第2号）
- 平成22年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 平成22年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 平成22年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 東久留米市教育振興基金条例
- 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 東久留米市地区計画の区域

国民健康保険 シリーズ④ ～国民健康保険特別会計（歳出）～

国民健康保険（国保）事業に係る支出に対しては、特定の収入を充て、国民健康保険特別会計（国保会計）として独立した会計で経理することになっています。シリーズ4回目の今回は、東久留米市の国保会計における主な歳出科目の概要についてお知らせします。

① 総務費
国保事業に係る事務経費、人件費などです。ほぼ全額を一般会計から財源として繰り入れることになっているため、国保会計での支出超過はありません。

② 保険給付費
国保制度の主たる支出で、国保事業の根幹をなすものです。療養給付費（被保険者が医療機関などを受診した際の費用のうち、被保険者本人が一部負担金（1～3割）を差し引いた、市が医療機関などに支払う金額）、高額療養費（被保険者の一部負担金が、月額で一定以上の金額を超えた場合に、世帯主に償還する金額）、療養費（被保険者が、やむを得ず被保険者証を提示できずに医療機関などを受診したときや、柔道整復師の施術を受けたとき、治療用装具を購入したときなどの市の負担分）、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

③ 後期高齢者支援金等
主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度（20年度から創設）に係る保険給付費の約4割に相当する額は、世代間扶助の観点から、ほか

のすべての医療保険者が支援する後期高齢者支援金により賄われます。各医療保険者市の場合には国保が支援する金額は、それぞれの医療保険者における被保険者数に応じて割り振られます。

※後期高齢者医療制度における保険給付費の財源内訳は、図1を参照ください。

④ 介護納付金
介護保険制度に係る介護給付費の約3割に相当する額は、医療保険者が納付する介護納付金により賄われます。各医療保険者が納付する金額は、それぞれの医療保険者における40歳～64歳の被保険者数に応じて割り振られます。

※介護保険制度における介護給付費の財源内訳は図2を参照ください。

⑤ 共同事業拠出金
被保険者の月単位の医療費が一定額以上である場合に、行われる、都道府県単位の再保険事業に係る拠出金です。

⑥ 保健事業費
被保険者が利用する、特約保養施設・元気回復施設の利用補助費や、40歳～74歳の被保険者の健康診査・保健指導に係る費用などです。

⑦ 基金積立金
次年度以降、必要ときに活用するための国保会計の貯金にあたる、国民健康保険事業運営基金への積立金です。

※平成21年度東久留米市の国保会計歳出決算（見込み）の概要は、左上のグラフを参照ください。

◆今回は国保の主な支出の各年度推移などについて、お知らせする予定です。詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

平成21年度東久留米市の国保会計歳出決算（見込み）概要

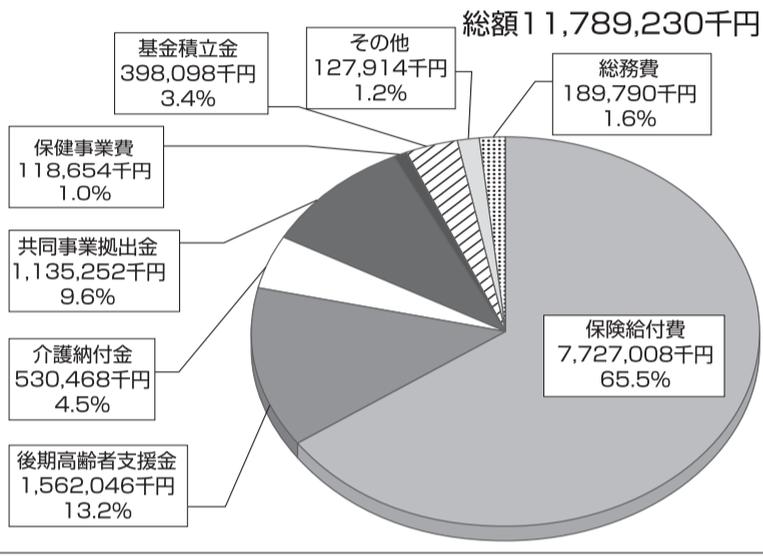


図1 後期高齢者医療制度における保険給付費の財源内訳

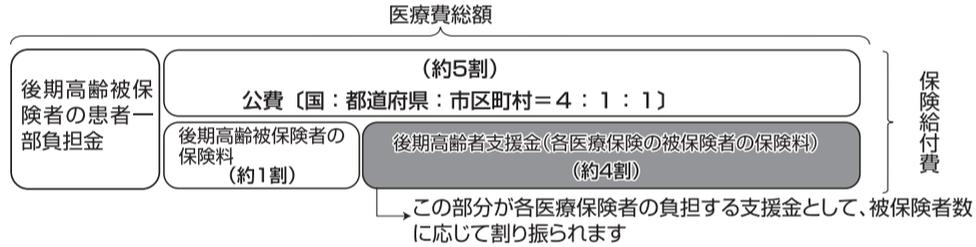
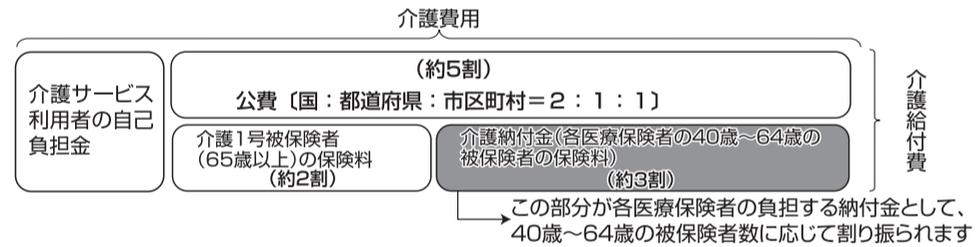


図2 介護保険制度における介護給付費の財源内訳



《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日 20日・27日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	9月30日(木) 10月14日(木)
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	9月28日(火)	市役所 2階 相談室
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	9月28日(火)	
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	10月8日(金)	
人権の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	10月12日(火)	
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	10月15日(金)	
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	10月21日(木)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	13日(水)午前10時から	行政書士	10月7日(木)	
年金・労災・雇用保険・ 人事管理等相談	27日(水)午前10時から	社会保険労務士	10月22日(金)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市 商工会館
女性の悩みごと相談	4日 18日・25日	いずれも月曜日 午後1時半～4時半 女性 カウンセラー	9月16日(木) 10月4日(月)	男女平等 推進センター
女性弁護士による 法律相談	1日(金)午前9時半～ 午後零時半	女性弁護士	9月17日(金)	☎472・0061
耐震相談	13日(水)午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 月曜～金曜日 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

10月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階 114相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹旋 事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時に行っています。
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。